

平成24年白浜町議会第1回定例会 会議録(第4号)

1. 開 会 平成24年3月15日 白浜町議会第1回定例会を白浜町役場
議場において10時00分開会した。

1. 開 議 平成24年3月15日 10時01分

1. 閉 議 平成24年3月15日 13時39分

1. 散 会 平成24年3月15日 13時39分

1. 議員定数 16名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のとおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 16名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	正木	秀男	2番	笠原	恵利子
3番	岡谷	裕計	4番	西尾	智朗
5番	玉置	一	6番	廣畑	敏雄
7番	溝口	耕太郎	8番	水上	久美子
9番	南	勝弥	10番	湯川	秀樹
11番	丸本	安高	12番	長野	莊一
13番	正木	司良	14番	楠本	隆典
15番	辻	成紀	16番	三倉	健嗣

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局長 林 一 勝 事務主事 高 梨 鉄 也

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

白浜町長職務代理者

副 町 長 熊 崎 訓 自

教 育 長 清 原 武 会 計 管 理 者 吉 川 廣

富田事務所長

兼農林水産課長	辻	政 信	日置川事務所長	前 田	信 生
総務課長	坂 本	規 生	税 務 課 長	小 幡	一 彰
民生課長	鈴 木	泰 明	生活環境課長	中 戸	和 彦
観光課長	正 木	雅 就	建 設 課 長	笠 中	康 弘
上下水道課長	山 本	高 生	地籍調査課長	堀 本	栄 一
教育委員会					
教育次長	青 山	茂 樹	消 防 長	山 本	正 弘
総務課課長	田 井	郁 也	農林水産課課長	鈴 木	泰
総務課副課長	榎 本	崇 広			

1. 議事日程

- | | | |
|--------|----------|--|
| 日程第 1 | 議案第 2 号 | 土地の貸付について |
| 日程第 2 | 議案第 3 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 3 | 議案第 4 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 4 | 議案第 5 号 | 白浜町公共下水道白浜浄化センターの建設工事委託に関する協定の一部変更について |
| 日程第 5 | 議案第 6 号 | 白浜町管理漁港施設の指定管理者の指定について |
| 日程第 6 | 議案第 7 号 | 白浜町国民健康保険直営川添診療所の指定管理者の指定について |
| 日程第 7 | 議案第 8 号 | 白浜町災害見舞金支給条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 9 号 | 白浜町立保育園条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 10 号 | 白浜町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 10 | 議案第 11 号 | 白浜町国民健康保険保健師修学資金貸与条例を廃止する条例について |
| 日程第 11 | 議案第 12 号 | 白浜町高額療養費貸付条例を廃止する条例について |
| 日程第 12 | 議案第 13 号 | 白浜町税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 13 | 議案第 14 号 | 白浜町公民館条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第 14 | 議案第 15 号 | 白浜町手数料徴収条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第 15 | 議案第 16 号 | 白浜町斎場条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 16 | 議案第 17 号 | 白浜町下水道条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 17 | 議案第 18 号 | 白浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 18 | 議案第 19 号 | 白浜町火災予防条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第 19 | 議案第 20 号 | 白浜町企業誘致促進条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 20 | 議案第 21 号 | 平成 23 年度白浜町一般会計補正予算（第 10 号）議定について |
| 日程第 21 | 議案第 22 号 | 平成 23 年度白浜町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）議定について |

- 追加日程第22 議案第35号 工事請負契約の締結について
追加日程第23 議案第36号 民事調停の申立てについて
追加日程第24 議案第37号 町道路線の認定について
追加日程第25 議案第38号 白浜町固定資産評価審査委員会委員の選任について
追加日程第26 議案第39号 白浜町固定資産評価審査委員会委員の選任について
追加日程第27 議案第40号 白浜町固定資産評価審査委員会委員の選任について

1. 会議に付した事件

日程第1から追加日程第27

1. 会議の経過

○議長 長

皆さん、おはようございます。

ただいまから、白浜町議会平成24年第1回定例会4日目を開会いたします。

日程に入る前に、事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 林君

○番外（事務局長）

ただいまの出席議員は16名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

休憩中に議会運営委員会の開催をお願いします。

以上で、諸報告を終わります。

○議長 長

諸報告が終わりました。ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

これより、本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 議案第2号 土地の貸付について

○議長 長

日程第1 議案第2号 土地の貸付についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議長 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議長 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第2号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第2号は原案のとおり可決されました。

(2) 日程第2 議案第3号 工事請負契約の締結について

○議 長

日程第2 議案第3号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第3号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第3号は原案のとおり可決されました。

(3) 日程第3 議案第4号 工事請負契約の締結について

○議 長

日程第3 議案第4号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

9番 南君

○9 番

金額ではないんですけど、工事の進入路というんですか、これをもう少し詳しく。

それと、関係の地主さんというんですか、浜関係だけでよろしいのですか。それとも、番所山の延長のところになってくるんで、瀬戸部とか地主の関係あるのかないのか、その辺についてお聞きしたいんですけども。

○議 長

番外 教育次長 青山君

○番 外（教育次長）

進入路についてですけれども、京都大学の横を通りまして、仮設栈橋を取り付ける予定にしております。その中で関係者ですけど、取り付け部分に一部瀬戸部の地権者があります。その中で瀬戸部地権者、部長、副部長、会計の方に説明をさせていただいて了承を得たところです。なお、他にも関係者ということで、南方熊楠記念館と京都大学フィールド科学教育研究センターと瀬戸3丁目町内会長及び瀬戸連合町内会会長と臨海商店会の会長様及び田辺漁協、新庄ですけども、それと海上保安庁の田辺海上保安部に説明をさせていただいているところです。なお、ほかにもダイビングショップということで4者の方にも今回の工事の概要について説明をさせていただいているところでございます。

○議 長

9番 南君

○9 番

もう1点。この辺は割と自然の宝庫と言うんですか、環境的に言っても一番大事なことなんでしょうけども、その点は心配ないですか。

○議 長

番外 教育次長 青山君

○番 外（教育次長）

今回の工事は自然の洞窟部分、アーチ部分を守るということで、今回一番大切な部分の亀裂また浸食したところを工事するというので、自然にも配慮しながら工事をするということで進めております。

○議 長

9番 南君

○9 番

そんなのではなくて、例えばこの海藻とか海の植物の環境のほうなんですけども。かなりの工事だったら磯が傷めたりすると思うんですけども、その辺の配慮はやってもらっていますか。

○議 長

番外 教育次長 青山君

○番 外（教育次長）

仮設部分で栈橋を取り付ける部分について、配慮しなくてはいけないところがあるんですけども、それについては、砂部分についてはコンクリートで固めまして、そこにアンカーを打ってするというので、一部岩盤についてもアンカーボルトということの基本にはしているんですけども、業者等の指示で提示を出させて一番環境に優しい工法ということを今業者にも選定をさせているところでございます。

○議 長

番外 観光課長 正木君

○番 外（観光課長）

ただいまのご質問に関連して申し上げますと、もう1つ水産動植物との関連性のことがございまして、和歌山南漁協白浜支所の皆様と協議をさせていただいております。その中では春にひじき刈りの漁期を迎えるということで、その期間は足場の関係とかいろいろ協議をし

ながら配慮するような申し入れをいただいておりますので、そのあたりは観光課も関わりまして協議をさせていただきたいと考えております。

○議 長

13番 正木司良君

○13 番

昭和五十年代に田辺市の鬼橋岩、磯間。やはり円月島と同じように鬼が岩を渡ったという鬼橋岩が落下の危険性があり、このときもDKボンドモルタル。今の円月島の付け根のところを鬼橋岩もそこをボンドで補強するというので進めたんですけども、結果的には落下したわけですね。それで、周辺に民家もありますから、これはもうだめなんだということで、結果的には取り除いたと。それから以降に塔島の洞穴が落下の寸前になったわけです。これはボンドではだめだということで、これも落下ですね。円月島は基本的に白浜町のシンボルですから、これはなんとしてでも残したいとの気持ちは私も提唱をしてきました。鬼橋岩はボンドでいったんですけども、ボンドにまさるそういう工法があるのかどうかということも聞いたわけです。このボンドで大丈夫という目安の中でこの工事決定をしたのかどうか、そこらについて伺います。

○議 長

番外 教育次長 青山君

○番 外（教育次長）

一応設計及び三次測量に伴いまして、工法については検討を重ねてまいりました。それと、円月島緊急保全対策工事検討会におきましても、この工法について検討したところがございます。このDKボンド工法ですけども、国でも採用されておりまして、実績もかなりあるということです。それと、まず観光地なので風景など常に保存ということで各実績があるというので、この工法を採用させていただいております。また、この工法には水環境に対する安全性が高く、人畜等の環境安全性が高いということも考慮してこの工法を採用させていただいております。なお、安全度についても、一応地震に対応できるということに基づいてこの工法で施工することにしております。

○議 長

1番 正木秀男君

○1 番

浅学で申し訳ない。これ先般日本国で相当地籍の地番の確認ということで、北海道から尖閣まで相当数したんですけども、この高嶋、円月島は当然番地が付いていると思うんですけども、所属先はどこか。

それと、先般議会議員も相当現地へ行って視察をしたことがあるんですけども、アーチの下のところに私が小さいときに潜って遊んだ記憶があるんですけども、このあいだはあそこ上まで埋まっていたような。それを取ることもしているのか、ほうっているのか。

それと、正木司良議員言われたようにボンド工法において、保証期間というのか。自然相手やからどうってことないけども、この業者において当然工事というのは保証期間があると思うんですけども、そこらと、落ちた容量。相当裏も表も落ちてる部分やけども、そこに補強するのか、そのままクラック入ったとこだけするのか、そこらは。

○議 長

番外 教育次長 青山君

○番外（教育次長）

まず所属ですけど、高嶋は白浜町の持ち物になっております。それで教育委員会が文化財ということで対応しているところがございます。

それと穴の埋まっているということなんですけども、これについては全体的な中で取り除くのがいいのかどうか検討していきたいと考えております。

それと保証期間についてですけど、これは工事の契約にもあります履行をもとに保証を業者に求めるということになると思います。

その他の部分についてですけども、今回一部ということで緊急性のあるところをさせていただき予定にしております。全体的にはまた国へ申請を上げていきまして、残りの工事を施工したいと考えております。

○議長

1番 正木秀男君

○1番

1つだけ。なるべく自然をさわらない方がいいと私も考えているんです。あれが落ちたら伊勢の二見みたいにしめ縄してでもというのが私の持論なんですけども、正木司良議員が言われたように、県も白浜町もシンボルとして相当観光としてPRしています。そういう中でつぼという部分を除去する方法、相当お金をかけるんでしょう。ずっと足場をしている中で、あるうち取るのだったら取る、取らんだったらそのまま置いておく。そこらも含めてやはり専門家の文化財保護委員ですか、そこらも含めて検討して足場のあるうちに工事をする。元に戻すように近い部分か落ちたら落ちた。風雨、潮にさらすのか、そこらも含めて再度今後の部分も考えて行動していただきたいなと思います。

○議長

番外 教育次長 青山君

○番外（教育次長）

おっしゃるようにまず白浜町のシンボルとしては円月島というのは皆さんの認識のもとと同じでございます。また穴の部分につきましても再度専門家の方も加えまして協議をしたいと思いますので、よろしくご協力をお願いします。

○議長

9番 南君

○9番

ここが一番写真をとるのにいい場所なんですけども、仮設道路というのか仮設はだいたい何年間くらい置いておくのか。また次の工事もあると思うんですけども、だいたい仮設の工事は復旧するまでどのくらいかかるんですか。

○議長

番外 教育次長 青山君

○番外（教育次長）

今回の部分は今現在入札額3,800万円ということなんですけども、予算額に補助対象は5,400万円でございます。それについて今回工事、緊急も含めまして工事をする。繰り越しで予定をさせていただいているところなんですけども、それがいったん終わりますと、仮

設については取り除く予定にしております。8月を工事完了の目途にしております。そこでいったん撤去ということになるかと思えます。

○議 長

9番 南君

○9 番

ちょっとあやふやなんですけども、前に予算的にいったら何億かかかるように聞いていたんですけども、後は残ってるとしても簡単な工事なんですか。2億か3億かかりそうなことを前に聞いたような記憶があるんですけども。

○議 長

番外 教育次長 青山君

○番 外（教育次長）

今言われるように、全体で経費を入れないで直工約2億円かかる予定になっております。今回24年度に繰り越しまして、25年度に残りの部分を国へ申請していきたいと思っております。国の予算も町の予算もありますけども、担当課としては25年度の工事に残りの金額を申請していきたいと考えております。

○議 長

9番 南君

○9 番

関連です。そしたら仮設の道路というのもそのとき25年度にやるんだったら必要ではないんですか。後は船でやるのか。要は仮設の道路は25年度までそのままではないんですね。いったん取るということなんですか。

○議 長

番外 教育次長 青山君

○番 外（教育次長）

今のところ仮設についてはこの工事で撤去も含まれております。

○議 長

16番 三倉君

○16 番

資料の3ページに陸側からと海側からの正面図がありまして、赤い斜線した部分が補強すると思うんです。それは今年度の工事の部分についてこれだけかかるという、今年度の予算では工事費がありますね、この工事の中でこの部分だけをするということについての金額で上がっているのか。それとも、先ほどの話で来年度もあるということだったら、それはこの赤線の部分があるのか含まれるのか含まれないのか、その辺についてどうなんですか。

○議 長

番外 教育次長 青山君

○番 外（教育次長）

3ページの赤の斜線部分について全体の工事を予定しているところでございます。今回青色の斜線部分、この部分について一番緊急度が高いということで、アーチ部分と穴の掘削部分を今回この工事を行うようにしております。

○議 長

16番 三倉君

○16 番

そしたら、一番気になるのは両正木議員からの質問にもあったように、結局悪い所、崩落している部分、亀裂しているのについてするということなんですね。ということは、その場所そのものの地盤が軟弱に中でアンカーを放り込んでボンドで引っ付けるというでも、どかっと崩れてくる要素が十二分にあるかと素人ながらに考えられるわけです。そうした場合に、そのためにというか、そういうことがあることから、工事についての後の保証期間という話も出てくると思うんですけども、それならば、今までくえてる部分が多いわけですから、アーチ式にぐるっと全体を下から支えるような形の方法が考えられなかったのか。今さら言っても仕方ないかもわからんのですけども。下の方を持ちこたえられるようにすれば、崩落についても長いこともつと。行く行くはなくなるんでしょけど、長いこともつとというように考えられるんですけども、その辺については。来年度予算に出てくるのであればそういうことを考えの中に方法もとれるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議 長

番外 教育次長 青山君

○番 外（教育次長）

今回工事をする亀裂部分については、ななめに高さ15メートル、奥行き約2.6メートル、幅0.4メートルから0.2メートルとかなりの大きな亀裂が出ております。それともう1つ、浸食部分ということで、オーバーハングになっているところがあります。この部分について、まずこの亀裂部分についてはかなり大きいということで、ここを補強することによりまして、このアーチ部分も幾分大丈夫ということで、まず専門業者及び検討の中で今回の予算の中では緊急性の高いところということで、ここの部分を施工するものであります。

○議 長

16番 三倉君

○16 番

緊急性のある、次年度に置くんだったら、そのこともあわせた中で今後考えていくべきではないかと申し上げているわけです。その辺も検討課題として。文化財なので壊れたところしかできんというのでなしに、ある程度シンボルでもありますし、県も肩入れしてくれている話なので、アーチ式に下から支えられる話を。今回は緊急なのでしょうけども、来年度についてそういうことを考えられる中でとっていかれたらどうかなと提案申し上げたいということです。

○議 長

番外 教育次長 青山君

○番 外（教育次長）

今の分につきまして、次の工事につきましても、参考に進めていきたいと思えます。

○議 長

14番 楠本君

○14 番

もちろん工事請負契約の締結ですから、案件としてはこれで書類としては整っていると思えます。しかしながら、我々も全員協議会でこの説明を受けていることは事実なんです。私

も一般質問をしました。しかしながら、今各議員から言われているように全体的な高嶋、円月島の検討委員会を含めた構想だとか、単年度についてこういう工事をすると。その中において、今回はこうであると全体的な説明を我々は聞いているから、あなたら忘れてるんやと言われたらそれまでやけど、そういう親切さも必要ですので今後気を付けて提案するにはそういうことも含めてやっていただきたいと思います。要望です。

○議 長

番外 教育次長 青山君

○番 外（教育次長）

それは反省しているところでございます。今後気を付けたいと思います。

○議 長

9番 南君

○9 番

関連と言いますか、この工事には直接関係ないんですけど。2ページの太枠、要は波止場のところなんですけども、このところ石で積んだ貴重な波止場で、これが何年も前から台風でやられて部分的にかなり穴が開いていたので、それを県へお願いしているんですが、一向にやってくれてないと思うんです。最近行ってないんですけども、何カ所か穴が開いているんです、石が取れて。今こういう仮設をする機会なので是非とも県へお願いしてチャンスなので、やってないとしたら補修をお願いします。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

南議員のご質問ですけども、これについても要望はしております。まだできておりませんので再度要望したいと思います。実際石が外れているところがございます。

○議 長

10番 湯川君

○10 番

この図面で赤く塗っているアーチの上の頭の部分のところから、水がしみ込んでいって割れ目に入っていくと。そのところは幅も狭いしそれは次回にやる予定なのか、それはやらなくてもいいということやっていないのか。頭をきれいにして水がしみ込まないようにするのが先決ではないかと素人ながらに思ったんですけども、それは今後していられる予定なんでしょうか。しなくても大丈夫ということなんでしょうか。

○議 長

番外 教育次長 青山君

○番 外（教育次長）

今ご指摘の部分も含めまして、次の工事について検討課題とさせていただきたいと思いません。

○議 長

10番 湯川君

○10 番

これから検討していくということですか。今のところそこは調べていないということですか。

か。

○議 長

番外 教育次長 青山君

○番 外（教育次長）

今の工事ではこの赤の部分について三次元シュミレーションというカレントゲンのようなものなんですけども、それをして今のところこの部分について工事をすれば大丈夫ということで結果をいただいているところでございます。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第4号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第4号は原案のとおり可決されました。

（4）日程第4 議案第5号 白浜町公共下水道白浜浄化センターの建設工事委託に関する協定の一部変更について

○議 長

日程第4 議案第5号 白浜町公共下水道白浜浄化センターの建設工事委託に関する協定の一部変更についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第5号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第5号は原案のとおり可決されました。

(5) 日程第5 議案第6号 白浜町管理漁港施設の指定管理者の指定について

○議 長

日程第5 議案第6号 白浜町管理漁港施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第6号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第6号は原案のとおり可決されました。

(6) 日程第6 議案第7号 白浜町国民健康保険直営川添診療所の指定管理者の指定について

○議 長

日程第6 議案第7号 白浜町国民健康保険直営川添診療所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第7号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第7号は原案のとおり可決されました。

(7) 日程第7 議案第8号 白浜町災害見舞金支給条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第7 議案第8号 白浜町災害見舞金支給条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

16番 三倉君

○16 番

内容については可とするところなんですけども、本町に生活の本拠となる住所を有すると、この生活の基準とはどのへんまでをもって生活の基準とされていますか。

○議 長

番外 民生課長 鈴木君

○番 外(民生課長)

この根拠となる基準でございますけれども、私どもとしては今回の災害を教訓にいたしまして、できることなら住民票はないですけども、そこで月の半分を生活しているということが隣近所の方とか水道とかそういったもので証明ができれば、私どもとしては認定をさせていただきたいと考えているところでございます。

○議 長

14番 楠本君

○14 番

この本案に対するのと直接関係ないんですけども、この災害において、床上、床下浸水の根拠基準についてかなりの人から問い合わせが各議員にもあったと思います。例えば、床下であっても洗濯機を外に置いていた。また室外機が壊れたという場合については床上にはならないんですね。しかしながら高額な部分もいるわけなんです。そういう部分について住民の方々からももう少し緩和できないのかなという部分をお聞きしたわけなんですけども、当局の見解は床下であるという話がありました。そういう判断基準というのが一番難しいところだと思いますし、保険のほうでもその判定をするのに苦慮しているようなんですが、そこらは今後白浜町としても、床上と床下の基準という部分をきちんとしておいてもらったほうが我々議員としても何やかんやと聞かれるので、この部分が大変苦慮したところなんです。その点について、今後こういう基準を見直す気があるのかどうかお伺いします。

○議 長

番外 税務課長 小幡君

○番 外(税務課長)

今質問いただきました内容について、昨年町内に甚大な被害がありまして、そういう判断

に苦慮したところがございます。特に今の条例におきまして基準を当てはめていくということについて、今回の災害の中でも苦慮するところが多々あったことはその通りであります。今後、条例の中でもっときちんと災害の対応、基準等についての明記を考えておりますので、近い議会には提案をお示ししたいと考えております。

○議 長

16番 三倉君

○16 番

月の半分の生活はわかったんです。例えば、こじつけの質問になるかわからないんですけども、そこに住みだしてまだ一月にも経たんような人と継続的に何年も住んでいるけど、拠点をこちらにして住民票を持ってきてないけども、月の内半分くらいを出張なんかでよそへ行くからという人とは違ってくると思うんですけども、その辺についてはどのように。

○議 長

番外 民生課長 鈴木君

○番 外（民生課長）

そのことにつきましては柔軟に対応させていただきたいと思えます。

○議 長

6番 廣畑君

○6 番

関連です。住民票を置いていないということは、その方の町民税が入らんということなんですけども、そういったことについて、どのようにこれに関わって考えているのかと思えます。

○議 長

番外 税務課長 小幡君

○番 外（税務課長）

税におきましては、住民登録があるということが基本になり、また所有しているというところを基本にしていますので、ない方については税としては対応にならないと思えます。

○議 長

6番 廣畑君

○6 番

だから、条例とか町の住民に対していろんな法律が引っかかるというか。だから住民でない方にサービスをするのはそれはそれでいいと思うんですけども、そうしたことの根拠をきちんとしておくほうが、前に住民でないからもらえんねと、今回もそうだと思うんですけども、そういう方が何件があったと思えます。やはりそういったことについて、ちゃんとしておかなんたら、なんなよと。住民税も払わないのにとということも言われかねませんので、そうしたことを町民の中でがちゃがちゃならんようにしておいてほしいなど。その辺の説明をきちんとできるようにしてほしいと思えます。

○議 長

番外 民生課長 鈴木君

○番 外（民生課長）

これは税務課長が答弁することなんですけども、町民税、県民税につきましては、住民登

録があるなしに関わらず、1月1日現在そこに住所を置いておれば賦課することができますので、その辺をご理解いただきたいと思います。

私どもとしましては、この見舞金につきましては先ほどの三倉議員もご質問ありましたように、床上あるいはすれすれということもありますので、災害が起こった時に調査員が調査地区を回りますので、その回る地点、前段で調査員に対しまして的確な判断ができますように、マニュアル等を作りまして対応させていただきたいと思っております。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第8号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第8号は原案のとおり可決されました。

(8) 日程第8 議案第9号 白浜町立保育園条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第8 議案第9号 白浜町立保育園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第9号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第9号は原案のとおり可決されました。

(9) 日程第9 議案第10号 白浜町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第9 議案第10号 白浜町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

11番 丸本君

○11 番

今回提案されている内容を見ますと、基準額で7,200円のアップ案が出ておりますけれども、介護保険の制度ができて12年が経つと思うんですけれども、この12年間で国の負担金というのはどのような変化がありますか。

○議 長

番外 民生課長 鈴木君

○番 外(民生課長)

国の負担金につきましては、公費負担が2分の1ということになっております。それは平成12年の制度発足以来変わっていないです。

○議 長

11番 丸本君

○11 番

実は今回上がっておりますけれども、これらの人は1段階、2段階の人もこの三千いくら、数千円上がると思うんです。これら特に国民年金のみの40万円や50万円くらいの方も基準額の半分、3万2千円余りになると思うんですけれども、これらの人は私も一般質問でも国保関係、介護のことも言ったんですけれども、普通徴収とか低額年金者の人はかなり生活が困窮していると思うんですけれども、介護保険も滞納したら差し押さえということもできると聞いております。そういう差し押さえをしなくても予告通知とか送っていると思うんですけれども、こういうのが白浜町にも介護保険についてあるんですか。

○議 長

番外 民生課長 鈴木君

○番 外(民生課長)

介護保険法によりますと、当然滞納されますと、予告通知あるいは差し押さえ通知を手順を追ってさせていただくことは可能です。私どもとしましては、まだそこまで差し押さえをしている現状ではございません。

○議 長

11番 丸本君

○11 番

予告通知は送っているんですか。

○議 長

番外 民生課長 鈴木君

○番 外(民生課長)

予告通知は当然送っています。

○議 長

11番 丸本君

○11 番

先般13日の一般質問で国保についてちょっと高すぎるのではないかと聞いたんですけども、介護というのは国が決めたことであって、条例で出てくるのは致し方ないと。しかし、30万、40万、50万とか低年金者に対しても三万いくらかかりますね。それで6段階とか7段階、8段階、ゆとりのある年金生活者の最高段階の11段階で11万9千円。この上の方の高所得者の保険料、国保に比べて低いように思うんですけど。ここらへの保険料を上げて、1段階とか2段階の保険料を軽減するということは制度的にできないんですか。国保でしたら、200万円の4人世帯で課税額39万2千円と言っていました。300万円の世帯でしたら、およそ50万円ほどを言っていましたね。ですから、800万で12万というのはそれに比べたら安いように、負担率が低いように思うんです。ですから、そういうことができるのかなと、高所得者が低所得者の負担分、担税能力というんですか。これは税金ではないですけども、そういうことはできないのかと思って、その辺どうですか。

○議 長

番外 民生課長 鈴木君

○番 外（民生課長）

高額所得者にはもっと課税をせよというお話ですけども、可能でございます。国の段階は基本的に6段階となつてございまして、白浜町はその倍近い11段階にさせていただいておりますけども、これはあくまでも細分化することによって、平等に400万以上の所得の方も1千万円以上の所得の方も同じ税率では不公平ではないかというご意見をいただいておりますので、できるだけ細分化をさせていただいて、今回9段階から11段階にさせていただいたというところなんです。特に11段階を採用している市町村は県下で3つというところがございます。基本的には6段階を採用している市町村が多いと言われております。

○議 長

14番 楠本君

○14 番

民生課長、保険料を上げろと言っているのではないんですよ。国の負担が増えるんですからよろしいですけども、増えない中、国保もそうです。国庫負担率というのは二十数年ずっと下がってきてる。介護も負担は変わっていないという2分の1という話でしたけども、国からの負担が見込めない中で、高額所得者の方に低額所得の方の分を下げる意味において、そういう制度が作れないかという質問です。

○議 長

14番 楠本君

○14 番

1点だけ、介護保険料の年金天引きの件で私は何人かに相談を受けたんですけども、1点は、年金から天引きされるということは、生活設計をする上において大変苦しいと。どうせ納めるんやから一緒ちがうんかと私はその方に言ったんですけども、しかし話を聞きますと、選択できるんですね。天引きであるか納付にするのかこの選択は可能だと聞いたんですけれ

ども、年金から天引きすることが徴収率を高めていく上においては当然のことだと思わずけれども、そういう分ではケース・バイ・ケースで相談にのられているんですか。その点についてお伺いいたします。

○議 長

番外 民生課長 鈴木君

○番 外（民生課長）

年金天引きをするかあるいは口座振替とかそういった普通徴収であるかという選択のお話だったかと思えますけれども、介護保険料につきましては、基本的には年金からの天引きと法的に決まっておりますので、後期高齢者につきましては選択の余地はあるんですけれども、介護保険料につきましては、年金からの天引き、特別徴収ということに原則なっております。

○議 長

14番 楠本君

○14 番

今、課長は原則と言われたんですけども、そういうことを個別にされている事例はあるんですか。

○議 長

番外 民生課長 鈴木君

○番 外（民生課長）

原則と言いますのは、今介護保険に65歳入っておられる方は約7,200人くらいおられます。その中で年金が年間18万円以下の方は特別徴収できませんので、それがいわゆる普通徴収の方が年金収入額が18万円未満の方が約200人くらいおられます。その方の中でもやはり滞納されている方もおられますので、これは丸本議員にもお答えしたように、16人くらいおられます。そういうことで基本的には特別徴収が原則になっておりますので、年金の少ない方につきましては、普通徴収ということをお願いしているところでございます。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

6番 廣畑君（登壇）

○6 番

基本的に介護保険は国の責任である、そのように思います。高齢者に重い負担を強いる介護保険にならないようにさらなる基金の取り崩しをすべきであるように思います。負担の軽減に努めるべきであると私は考えます。それで反対であります。

○議 長

反対討論がございました。賛成討論ございませんか。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。お諮りします。

異議がありますので起立によって採決します。

議案第10号について原案に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長

起立多数であります。

従って、議案第10号は原案のとおり可決されました。

(10) 日程第10 議案第11号 白浜町国民健康保険保健師修学資金貸与条例を廃止する条例について

○議長

日程第10 議案第11号 白浜町国民健康保険保健師修学資金貸与条例を廃止する条例についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

8番 水上君

○8番

この制度、実態がないということですが、これは何年位前から実態がないのか。それから、周知ができたのかということと、県に同じような制度があるということですが、要件は同じなのでしょうか。

○議長

番外 民生課長 鈴木君

○番外(民生課長)

これまでの実績でございますけれども、旧白浜町におきまして昭和44年に看護婦が2人、保健婦が1人。昭和45年に保健婦が2人となってございます。また、旧日置川町では昭和41年に1人、昭和42年に1人、昭和43年に1人。これは実際は延べなのか実数なのかわかりませんが、こういった方々が利用されて市町村で採用されたというところがございます。

○議長

8番 水上君

○8番

県の制度がまだあるということですが、要件は同じですか。これと準じたようなものなのですか。

○議長

番外 民生課長 鈴木君

○番外(民生課長)

県には制度があるんですけれども、ちょっと詳細につきましては把握できておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長

8番 水上君

○8番

この県の制度を使う場合、窓口は白浜で取扱いできるんですか。

○議 長
番外 民生課長 鈴木君

○番 外（民生課長）
窓口につきましては、市町村ではなくて振興局です。

○議 長
質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長
質疑を終結します。討論を行います。
(なしの声あり)

○議 長
討論を終結します。採決します。お諮りします。
議案第11号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長
異議なしと認めます。
従って、議案第11号は原案のとおり可決されました。

(11) 日程第11 議案第12号 白浜町高額療養費貸付条例を廃止する条例について

○議 長
日程第11 議案第12号 白浜町高額療養費貸付条例を廃止する条例についてを議題といたします。
本案に対する質疑を行います。
(なしの声あり)

○議 長
質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長
質疑を終結します。討論を行います。
(なしの声あり)

○議 長
討論を終結します。採決します。お諮りします。
議案第12号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長
異議なしと認めます。
従って、議案第12号は原案のとおり可決されました。

(12) 日程第12 議案第13号 白浜町税条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第12 議案第13号 白浜町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。
(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。
(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。
議案第13号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。
従って、議案第13号は原案のとおり可決されました。

(13) 日程第13 議案第14号 白浜町公民館条例等の一部を改正する条例について

○議 長

日程第13 議案第14号 白浜町公民館条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。
(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。
(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。
議案第14号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。
従って、議案第14号は原案のとおり可決されました。

(14) 日程第14 議案第15号 白浜町手数料徴収条例等の一部を改正する条例について

○議 長

日程第14 議案第15号 白浜町手数料徴収条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第15号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第15号は原案のとおり可決されました。

(15) 日程第15 議案第16号 白浜町斎場条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第15 議案第16号 白浜町斎場条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第16号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第16号は原案のとおり可決されました。

(16) 日程第16 議案第17号 白浜町下水道条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第16 議案第17号 白浜町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

○議 長

6番 廣畑君

○6 番

この物質ですね、どのような物質で、それから規制が1に緩和されるわけなんですけども、緩和によって、この間の説明では0.02ミリグラムパーリットルという現在検査をしている値はそうですよということだったんですが、今後規制された中で、町としてどこを目指していくのか。もちろん規制値内ですから、それに近いところということになるわけなんですけども、しかし現在の0.02ミリグラムパーリットルに近づけていくというか、そうした努力はなされるんでしょうか。よろしくをお願いします。

○議 長

番外 上下水道課長 山本君

○番 外（上下水道課長）

議員のご質問ですけども、物質はどのようなものかということでございます。ジクロロエチレンという物質でございますけども、有機化合物でございまして、可燃性がきわめて高い無色で不快臭の液体でございまして、水には溶けないんですけども、エタノールとかアセトン等には溶解するものでございます。

それともう1点ですけども、議員おっしゃられましたように、緩和されたとはいえ今後も今の数値を維持していきたいと考えております。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第17号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第17号は原案のとおり可決されました。

(17) 日程第17 議案第18号 白浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する
条例について

○議 長

日程第17 議案第18号 白浜町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第18号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第18号は原案のとおり可決されました。

(18) 日程第18 議案第19号 白浜町火災予防条例等の一部を改正する条例について

○議 長

日程第18 議案第19号 白浜町火災予防条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

11番 丸本君

○11 番

これは消防法の改正についての条例改正だと思うんですけども、これはガソリンスタンドのタンクの油漏れがないとかそういうのに関しての条例だと思いますけども、これは来年のいつまでのタンクの改装及び関連した整備をしないといけないのか、この点について。25年12月とか25年6月とかそのへんいろいろ書いておりますけども、どうなんですか。

○議 長

番外 消防長 山本君

○番 外(消防長)

今回の改正について、第2条改正の特定屋外タンクの件でしょうか。ガソリンスタンドは

第2条改正ですけれども、これは白浜町手数料徴収条例の改正でありまして、ガソリンスタンドのタンクについての条例改正ではありません。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第19号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第19号は原案のとおり可決されました。

(19) 日程第19 議案第20号 白浜町企業誘致促進条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第19 議案第20号 白浜町企業誘致促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

5番 玉置君

○5 番

これは条例をもう一度延長するという事なので、それについては反対ではないんですけども、条例の中身で少しお伺いしたいんです。ここに書いてありますように、誘致促進の助成金をいただけるということなんですけど、その中で固定資産の2分の1に相当する額を先に免除してもらっているところは受けられないとか、ちょっと言葉にしたらものすごく難しいんですけども、これはどういうことなんでしょうか。私が思っていたのは、ある一定の企業が来て、そしてその雇った人数に対して10万円ずつを補助するとかそういう具体的なことだったんですが、説明していただけますか。

○議 長

番外 総務課長 坂本君

○番 外(総務課長)

新規に正社員として雇用した場合は1人につき10万円で、1事業者につき1回限りで1千万円を限度という部分は議員おっしゃるとおりでございます。それから、固定資産税の分につきましては、閉鎖中の宿泊施設等の土地などを取得して、事業所を新設または増設、移設、そういったものに対しては、その固定資産税の部分の2分の1に相当する額を減額するといったもので、5年間です。

○議 長
5番 玉置君

○5 番

固定資産の2分の1を5年間減免するということだと思うんですが、これはこの前の賃貸借の話にもつながると思うんですけども、一企業があつてそれが次の企業に引き継ぐと、期間を置かずに即座に引き継いだと、それについてもこういう促進条例で免除するのか、それでいいんでしょうか。

○議 長
番外 総務課長 坂本君

○番 外（総務課長）

先ほどの減免と申し上げましたが間違っておりました。補助するということでございます。

それで、先ほどの優遇措置の継承ということだと思うんですけども、条例の6条の中にもありまして、相続、譲渡、合併その他の事由により事業所を継承したものは引き続き残りの期間の適用を受けることができるようになってございます。

○議 長
5番 玉置君

○5 番

それが例えば買収されたと。白浜町もかなりそういう部分が多いんですけども、新たな観光の会社が以前のホテル等を安く買うと。そして、それはどういうことかと言うと、そのホテル自体は本当に安くて値打ちがあると見込んだからそれを買うんであつて、企業としたら、その誘致促進条例があるから魅力があるというものではないんところがうのか。新たにそういう制度があるからたまたま使う。以前、ホテル千畳がありまして、それをある企業が譲り受ける。それに対してここから企業に対して一人10万円の何百万円援助をするという形なんですけれども、これは魅力があるから投資したものに対してでもそういうことをやっていくわけですから、何かあまり実際的にそれがあるから企業が来るということではないような気がするんです。だから準用について、いちいち区切りをつけるというのはどうかわかりませんが、例えば企業がやめてしばらくの間期間があつて、次の入り手がおらんという期間があつて、そして新たにどこかが、じゃあ私がやりましょうというようなこういう形であつた場合であつたら、こういう援助をするという意味も何となくわかるんですけども、今まで営業しておつてメリットがあるから買収をするわけですが、買収をしてすぐに来たという企業に対してでも同じように条例を準用するというのはどうもなんです、その準用について具体的ではないんですが、どのような方針というか。どのような形がいいんだろうと思われていますか。

○議 長
番外 総務課長 坂本君

○番 外（総務課長）

この条例につきましては、事業所が新たに町民の方を3人以上を正社員として雇用された場合に適用するということになっていきますので、新たに3人ということでご理解をお願いします。

○議 長

5番 玉置君

○5 番

雇われた方に対する補助というのはそれは白浜町の方を雇ってくれたらありがたいのですが、その企業に対する固定資産税を半額補助金を出すということも含まれているんですけども、その企業は即ち買取をして、利を求めてやってくるわけです。ここなら採算が合うだろうとやってくるわけですが、それもそういう形であっても白浜町がどうか来てくださいますと。ここにこういうものがあるから来てくださいますとお声をかけて、来ていただいたものについてはこういう補助をしますというのはよくわかるんですけども、企業間同士で買取したものについても白浜町は固定資産税半額補助金を出す適用はどうもなじまないように思うんですけども、その辺はどうでしょうか。

○議 長

番外 総務課長 坂本君

○番 外（総務課長）

あくまでも新たに3人以上の正社員を町民の方から雇用するというのが大前提になっておりますので、それがなければ適用にならないということです。

○議 長

5番 玉置君

○5 番

延長することはいいんですけども、準用についての一つの形というのを厳密にさせていただけんかなと。この条例に書いているので、書いてるのを読んでいるんですけども、私もよくわからんねけども、準用する場合において、あまりにも何か困ってないのに助けてあげようというところが見られるので、どうも企業誘致促進という意味ではなじまんような気がするんです。それで企業誘致を促進するための金であるのに、民間企業同士が買取して、メリットがあるから民間同士の売買契約のうちに入ってきたと。そしたら促進されたら白浜町は考えるんですけども、その辺が白浜町がここが空いてるからどうかここに来てくださいますという行動を起こした上で、考えていただくということであれば、何とかわかるんですけども、その準用について厳密にさせていただかんかなと思って言ったんですけど。

○議 長

8番 水上君

○8 番

5年間の事業所の助成ですけども、5年間事業実態の調査というのはされてますか。

それと検証方法はどのようにされていますか。

○議 長

番外 総務課長 坂本君

○番 外（総務課長）

現在までにこの条例に基づきまして11社の承認をしているところでございます。その中で5年間ということで交付が終了している部分が5社ございます。そしてまた、承認の取り消しということで3社。これにつきましては、長期にわたって営業を再開されないとか、3人以上の正規社員が雇用されていないとか、そういったところが3社ありまして、承認を取消となっています。それから、5年間の承認を与えていたわけなんですけども、途中で事業

を廃止されたという方が2社ございます。現在のところ1社のみ残っているところでございまして、ここにつきましても平成20年度からでありまして、来年度24年度で終了という形になっていますので、今のところ1社だけが残っている形になっています。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

5番 玉置君(登壇)

○5 番

この条例の延長について反対いたします。この誘致促進条例が必ずしも十分に機能しているとは私は思いません。これを700万か1千万か知りませんが、これを利用して新たな企業がこれのために来ていただいたという事例は聞いたことがなくて、新たにいろいろな施設を買い取ってそして出店をする。そういう制度があったのか、じゃあもらっておこうかと。こういうことにしかなくてない現状であると思うので、この条例はここで打ち切っていて、新たな、例えば白浜町が誘致を促進する。以前の立谷さんでしたら300社ほど声かけた。その中でもし来ていただくというときになれば、そのときに新たに考えた方がいいことではないかと思しますので、反対させていただきます。

○議 長

反対討論がございました。賛成討論ございませんか。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。お諮りします。

異議がありますので起立によって採決します。

議案第20号について原案に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議 長

起立多数であります。

従って、議案第20号は原案のとおり可決されました。

(20) 日程第20 議案第21号 平成23年度白浜町一般会計補正予算(第10号)議定について

○議 長

日程第20 議案第21号 平成23年度白浜町一般会計補正予算（第10号）議定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

14番 楠本君

○14 番

農林水産費についてお伺いいたします。森林整備地域活動支援交付金987万8千円の減額でありますけれども、これはどういう理由で流れたのか。

それと、作業道開設工事費800万円の減額ですが、たしか郷地谷林道と聞きましたけれども、なぜ災害復旧が遅れている中で減額がされたのか。何かの理由があるんだろうと思いますが、その点についてご説明願います。

○議 長

番外 富田事務所長 辻君

○番 外（富田事務所長）

予算書17ページ林業振興費の987万8千円なんですが、森林整備地域活動支援交付金として支給する分でございます。この活動支援交付金につきましては、23年度に制度の変更がございまして、今までと違い23年度につきましては、実績に基づいた交付金の制度に変わってございます。その関係がございまして実際の予定額よりも大きな金額をあげてございますので、その分の減額をさせていただいたところでございます。

それから、林道維持費につきましては、作業道開設工事費800万円を減額しておるわけなんですけれども、この内容につきましては、保呂地区の防火道開設工事の工事費を減額しているものでございます。ご存じのように昨年の台風災害によりまして、町道郷地谷線、林道郷地谷線が通行できなくなりまして、この防火道の開設工事への進入路に支障が出て、工事自体が実施できませんので、23年度の工事につきましては、取りやめをして24年度にも改めて工事費として、3年間で実施するわけなんですけれども、それで実施をする予定にしております。その工事の進入路、アクセス道路が完成した後で工事を実施したいと考えてございます。

○議 長

14番 楠本君

○14 番

前段の部分の先ほども議案にございました。今まで施業計画から森林計画に変わるということでございますけれども、平成23年までは切り捨て間伐も含めて補助金が緩やかでございました。そういう部分では計画を多く見積もっていたと。実績は白浜町内の補助金事業である作業項目が実際は少なかったと理解しておいたらいのかということ。

それから2つ目、郷地谷林道の本線が直らんから保呂の防火道にかかれんというための減額と理解したらいいのか。

○議 長

番外 富田事務所長 辻君

○番 外（富田事務所長）

議員おっしゃるとおり、最初の活動支援交付金につきましては、実績に基づいた算定基準で交付金が支給されますので、その関係でこの金額を減額させていただいたございます。

それと、保呂の防火道につきましてもおっしゃるとおり、工事に入るための道路が現在台風により進入できませんので、それが完成できるようになりましてから工事を実施したいと。そういうことで23年度分につきまして、全額工事費を800万円減額させていただいてございます。

○議 長

14番 楠本君

○14 番

18ページの土木費の国庫補助町道改良事業費2,100万円。これは富中から栄の観福寺の道の分だろうと思うんですけども、これはどういう関係で減額されたのが説明ください。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

富中線の2,100万円につきましては、町としましても早期に完成したいということで、国に23年度として6,100万円要望してまいりました。その中で4,000万円しかつかなかったと。そして再度早く完成したいので要望をしましたが、どうしても12月につかなくて3月に減額させていただくものでございます。

○議 長

14番 楠本君

○14 番

確認します。この道を災害に利用したいという部分もあって、またバキュームカーも入らんということで、住民の方々の悲願であります。そういう部分においては、用地交渉も含めて十分に前向きな工事着手にむけて努力していただきたいと思います。

○議 長

16番 三倉君

○16 番

先ほどの林業費の中の林業振興費なんです。実績に基づいた金額ということで減額との答弁だったと思います。その前に出すについてはかなり計画してますけども実績がこうだということだから、できなかった分についてはどのような考え方なのか。

○議 長

番外 富田事務所長 辻君

○番 外（富田事務所長）

先ほどもご説明をしたんですけども、制度自体がかなり変わってございますので、補助金の支給対象も内容的に変わってございます。制度の内容から言いますと、最初は町費が4分の1負担することになっておったんですけども、改正によりほとんど町費の負担がなしという事業もできましたので、そういう関係を含めて実績でこういう金額になるということでございます。制度自体で対象になる事業自体もできなくなりましたので、当初予算で組んでいた分についてもそういう事業が対象にならなくなった関係もございまして、現在やった事業については補助金で交付されるということです。

○議 長

16番 三倉君

○16 番

一応計画を立てていたのが制度が変わったけれども、計画そのものの実績からしたら少なくなると私はとったんですけども、そうではないんですか。

○議長 長

番外 富田事務所長 辻君

○番外 (富田事務所長)

対象にならない分については実施せずということで、それで事業自体も縮小されたと、議員おっしゃられたとおりの内容でございます。

○議長 長

16番 三倉君

○16 番

そうしましたら計画としてある程度の必要というか、していかなければならないということで計画を立てられたと思うんです。それが補助メニューとしてあかんからやめたという話と解釈したんですけども、そうした場合残された分については何ら手を打たなくてもそのまま終わるのかどうかということについてはどうですか。

○議長 長

番外 富田事務所長 辻君

○番外 (富田事務所長)

特に今後その部分については検討の必要性があるかと思うんですけども、林業政策自体が大きく制度が変わってございます。規模につきましても広範囲のものがどちらかというところを収益を中心に、先ほど楠本議員も言われましたように、切り捨て間伐は今後収益を上げるような施策をしていくということになってきますので、その辺制度が変わっておりますので十分今後検討していかなければならない部分となります。

○議長 長

8番 水上君

○8 番

15ページ民生費、社会福祉総務費からお尋ねします。田辺市地域活動支援センターの事業分担金200万円ですけども、この支援センターの総費はどのくらいのもので、この200万円の分担金の割合がどのような積算の中で200万円なのか教えてください。

○議長 長

番外 民生課長 鈴木君

○番外 (民生課長)

田辺市地域活動支援センター事業でございますが、根拠は障害者自立支援法に基づきまして障害によって働くことが困難な方が日中、昼間簡単な箱作りとか農作業とかの場所を提供する事業でございます。これは田辺市が中心になってやっけていただいているんですけども、例えば約20人の方が毎日通われておるんですけども、この中で白浜町出身の方が6人おられます。それで国の補助事業でございますけれども、田辺市がこれまで600万円の市単独の持ち出しをしておったんですけども、それを通われている出身の子どもさんの市町からも案分して出してほしいということが年末までにありまして、600万円の内訳の中で白浜町

は約33%。あと上富田もありますけども、33%の白浜町の方が通われておりますということで、600万円の33%で約200万円の白浜町から分担をしてほしいという話でございましたので、今回こういった形で上げさせていただいたところでございます。

○議 長

9番 南君

○9 番

16ページ、衛生費の公立紀南病院組合負担金。これ3つの内容をかみ砕いて説明していただきたいのですが。

○議 長

番外 民生課長 鈴木君

○番 外（民生課長）

紀南病院の負担金につきまして、今回補正を上げさせていただいたのは3つございます。

1つは特別交付税分でございますけれども、これは白浜町の特別交付税として算入されている部分でございます。1つはこころの医療センターの部分でございますけれども、精神病床あるいは感染症病床、小児病床、小児救急、NICU、そういったものと基礎年金とかそういったものが国から特別交付税で構成市町に入っています。その部分を構成市町は紀南病院へ負担金として出してほしいという部分で今まで出している部分でございます。

また、新築企業債の償還分でございますけれども、まだまだたくさん償還金がありますけれどもその中で今まで借り換えをした部分があります。田辺市は基金がありますからその中の低利な部分を紀南病院へ融資をしていただいて、今まで借りていた高利の部分から低利の部分に田辺市の積立金からお借りをしたので、その部分が年間で24万9千円持ち出しが少なくなったところでございます。

もう1つは子ども手当特例交付金ですけども、基本的に公務員は所属長、白浜町でしたら白浜町が持ち出しをしているんですけども、今まで3歳未満児の場合は1人につきまして2万円、3歳以上児につきましては、1万3千円を負担をしてきているところですけども、これも構成市町の田辺市、みなべ町、上富田町、白浜町の案分で交付税として算入されておりますので、紀南病院から請求されてきているところでございます。

○議 長

3番 岡谷君

○3 番

1点だけ確認いたします。款4の衛生費、2予防費でございますが、591万8千円が減額され、3点の接種助成が減額されたわけでございますが、当初の予定に対する接種率についてまずお伺いいたします。

○議 長

番外 民生課長 鈴木君

○番 外（民生課長）

この3つのワクチン接種率でございますけれども、基本的には県の補助金が2分の1ありまして、町単独で2分の1というところでございますけれども、子宮頸がんにしても、小児用の肺炎球菌にしても思った以上の接種率が上がっておりませんので、今回精算をさせていただいたところです。接種率については詳細な数字をもっておりませんので、ご理

解いただきたいと思います。

○議 長
3番 岡谷君

○3 番
特に子宮頸がんの予防接種率の減額が283万5千円ということで、やはり予防に対するご父兄の認識といたしましょうか、当局の取り組みの周知といたしましょうか、その辺が私は少し薄いように感じているんですけども、その辺のご認識がありましたらお伺いします。

○議 長
番外 民生課長 鈴木君

○番 外（民生課長）
特に子宮頸がんにつきましては、中学生の女子生徒に対しまして、学校を通じまして啓発なりご理解をいただいてきたところでございますけれども、なかなか受診率に結びついていないというところでございます。今後ともそういった機会を通じまして、学校あるいは父兄にご理解をいただくために取り組んでいきたいと思っております。

○議 長
13番 正木司良君

○13 番
17ページの目、緊急雇用創出事業費。この中で臨時職員の賃金が538万円の減額になっております。これは多分国の政策に基づいて今年度で契約が切れるという平草原公園の7人の職員の方に関連する予算であると思っております。7人の中では観光課長がおっしゃられたように、大学に新しい希望を求めて進学される方もありますが、一面生活費が断たれて本当に困っているという中年の方もおられるわけです。町長が今おられませんので、明確に答弁することはできないと思っておりますが、白浜町はかつて行政独自で緊急雇用創出事業に取り組んだことがありました。白良浜の掃除や平草原の掃除とかいろいろな面で町民の皆さんの生活を応援してきた行政の配慮がありました。田辺市も失対事業として何十年間も続行いたしてまいりました。今もそういう関連の事業があるわけです。厳しい経済情勢の中でハローワークに行ってもなかなか就職先が見つからないというのが今の現状なんです。ここで行政も独自でも国の政策ばかりに頼らないで、田辺市のように町民の皆さんの生活を少しでも援助したいというあたたかい行政の配慮の中で、緊急雇用事業をこれからも取り組んでいかなければならないという方針がおありなのかどうか、町長がおられないんですけども基本的な面についてお伺いしたいと思っております。

○議 長
番外 副町長 熊崎君

○番 外（副町長）
正木司良議員のご質問ですけれども、今おっしゃるように国の緊急雇用事業については3年単位で終結を迎えようとしておりますので、それでまた事業の関係もございますけれども、前例のあることでありますが、やはり財政事情もありますけれども、今おっしゃっていただいたように町民の方々の生活の保障といたしますかそのような角度から、また研究をしていきたいなところ思っております。

○議 長

16番 三倉君

○16 番

くどいようなんですけども、富田事務所長すいません。先ほどのもう少し詳しくというか、また教えていただきたいんです。先ほどの手数料徴収条例の中で森林施業計画の名称が森林経営計画ということに変わったということでしたけれども、その中で林業振興費の支援事業についても仕組みが変わったということだったですね。名前だけが変わったのか、林業施業図というのがあると思うんですけども、その施業図というのが計画に丸々名称だけが変わったのか、それとも新たにそういう形のものになるのか。と言うのは今まで施業図に入っていなかったところが計画図として今後申請していったら入っていけるのか。それからそういうことをするにあたって今までは規模があったと思うんですけども、そういうことができるのならば規模的にはどんなものなのかということを知る範囲で結構です。

○議 長

番外 富田事務所長 辻君

○番 外（富田事務所長）

先ほどの条例の改正になろうかと思うんですけども、今回の森林法の改正につきましては今まで森林施業ということで実施されてきたわけですけれども、確実にそれが行えるような仕組みを整えるといいますか、10年後の木材需給率が50%を目指したどちらかといいますと収益に主眼を置いた経営感覚をもって施業をしていくことが今回の森林法の改正の内容であります。これまでは小規模で森林施業が行われてきたわけですけれども、今後は一体的な施業を行うための集約化が主眼でありまして、そのための支援を国等が行っていきたいということで、今回の制度改正された内容でございます。

○議 長

16番 三倉君

○16 番

集約化ということは規模的に大きくなるという形になってくるんですか。小規模的なのがある中에서도もう一度見直して、作り直して、それを一所に集積して寄せてくると解釈したらよろしいんですか。

○議 長

番外 富田事務所長 辻君

○番 外（富田事務所長）

おっしゃるとおりに規模が大きくなります。具体的な数字は忘れたのですが30ヘクタールでしたか。そういうのが今後補助の対象ということになります。

○議 長

16番 三倉君

○16 番

18ページ、高速道路対策費で金額的に842万5千円が減額されているんですけども、これは用地の購入なんですけども、用地の購入ができなかったということになるのか。進捗状況について大きく影響してくるようと思われるんですけども、その辺について今一度お尋ねしたいと思います。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番外（建設課長）

用地購入費の842万5千円につきましては、工事用道路用地の地権者との交渉に不測の日数を要したことにより、予算の一部を減額したものでございます。なお、次年度に改めて要望しております。しかし、平成24年度で完了する予定であるが交渉段階であり、100%完了できると言われれば難しいこともありますので、一度減額いたしまして平成24年度で全体枠の中で進めていきたいと考えております。

○議長

1番 正木秀男君

○1番

19ページ、消防の庁舎建設費で減額1千万円余り。これは辻議員が涙ながらに訴えた日置川の庁舎の件だと思うんですけども、これは我々の命、財産を守る大変ご苦労な仕事で感謝しておるんですけども、この24年度の当初予算を見てもなかなか上がってきていないと。これは先般も議長に言ったんですけども、あなたところの上になったらという話の中で、緊急性、これは何をほうってでもせなあかんのを減額して24年度も出ていないと。そこらのお考え、消防長あれば。

○議長

番外 消防長 山本君

○番外（消防長）

今、正木議員からの日置川消防庁舎の建設委託料の減額ですけども、これにつきましては、日置川テニスコート前としていたんですけども、3月11日の大震災であそこでは危惧するところがあるということで場所の選考をしなければならないということで有識者を含めた検討委員会を立ち上げました。その検討会の結果については、日置避難場所ということで場所については決まりましたが、そこについては交付金をもらった避難場所としていますので、それについては国への報告があったり、また財産処分ということも考えられますので現在県との協議中であります。それで、いったん減額して24年度当初予算に上がっていないのではないかとこのことではありますが、場所が確定していないのと、まだ国との交渉の中で24年度にあそこができるのかできないのかも確定できない状態なので当初予算には上げていません。また場所があそこで決定次第、補正等で上げていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長

3番 岡谷君

○3番

19ページ消防費、非常備消防費の区分18備品購入費。先般の説明の中で救命ボートということが1点あげられておりましたけれども、やはりこの台風12号におきまして活躍もされた経緯があると思いますが、最終的に何艘くらいで、今回は何艘の予定なのかお尋ねしたいと思います。

○議長

番外 消防長 山本君

○番外（消防長）

非常備の機械・器具ということで救命ボートをあげさせていただいております。何艘か確認できないのですが、後ほどお答えしたいと思います。今度新しく救助工作車が購入になるんですが、その際に器具として救命ボートを1艘購入予定であります。

○議 長

番外 総務課長 坂本君

○番 外（総務課長）

総務課で予算査定をしておりますので、今のところ1艘ということ。あとトランシーバーが6機ということで予定しております。

○議 長

3番 岡谷君

○3 番

と言いますと、救命ボートにつきましては1艘で対応できるというおさえでよろしいんですか。

○議 長

番外 消防長 山本君

○番 外（消防長）

1艘ではなかなか難しいと思います。この前の9月12日の台風12号でも床上浸水等、北富田地域でありましたので、富田地域でも浸水範囲が多かったと思います。これからは数的にはわかりませんが予算もありますので、増やしていきたいと考えております。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第21号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第21号は原案のとおり可決されました。

（21）日程第21 議案第22号 平成23年度白浜町下水道事業特別会計補正予算（第3号）議定について

○議 長

日程第21 議案第22号 平成23年度白浜町下水道事業特別会計補正予算（第3号）議定についてを議題といたします。

本案に対する質疑を行います。

14番 楠本君

○14 番

4ページをお願いいたします。公共用地の目的外使用の分でございます。この部分についての今までの歴史的経過もあって商工会館を建てる際のこともあります。こういうことも含めて今後の交渉については国との交渉で返還を求めていかれるわけなんです、商工会とも十分話し合いをしてくれと私は前の議会でも言いました。その後の経緯についてお伺いしたいと思います。なぜならば、この駐車場の代金を充てて海人祭とか商工会のひとつの大きな事業をしている。その前提には商工会館を建てるための条件があるんやよと。そういうことですので、そこらの経緯についてもう少し進んでいるのであればお聞かせ願いたい。

5ページの処理場費、1,130万4千円の処理場敷地管理委託料の減額についてもう少し詳しく説明してください。

○議 長

番外 上下水道課長 山本君

○番 外（上下水道課長）

最初に5ページの1,130万4千円の減額の件ですけれども、これは当初管理委託方式ということでやってございまして、これは白浜町が商工会にお支払する金額でございます。それで先ほどもお話ありましたように目的外使用ということが国からございましたので、今年度から貸地方式に変わりました。貸地方式にしております。

それから、今までの経緯でございますけれども、来週21日に県の下水道課の方と近畿地方整備局へ大詰めとまではいってないかもわかりませんが協議にまいります。新年度初旬頃には議会の皆様にはご報告できると思っております。

○議 長

14番 楠本君

○14 番

目的外使用については今お話を聞いたんですけれども、私が言うているのは国との話を詰めていかんらんとするのは理解します。商工会との話はどうなっているんかということをお聞きしているんです。

○議 長

番外 上下水道課長 山本君

○番 外（上下水道課長）

商工会との話でございますけれども、目的外使用というのは平成7年から昨年度22年度まで許可を受けないで使用していたと。その間いろいろと問題がありまして、平成18年から22年度まで運営管理方式、先ほどの1,100万の話なんですけれども、運営管理方式に5年間変えております。この協議の中でもこの辺が非常に5年間のこの返還も国から話がございますけれども、何とかそのへんも白浜町の実収入の約2分の1です。実収入5,600万円余りあるんですけれども、その約2分の1の2,690万円くらいで協議が終わりそうには思っているんですけれども、まだ決着まではっておりません。

○議 長

14番 楠本君

○14 番

課長の説明で前にも聞いたと思うんですけども、2分の1の返還が求められているということですけども、県、国交省が半分できばってあげらよと。商工会としたら年間5千万円か8千万円入ってくるでしょう。その部分では売上の何パーセントを町がもらっていたんやけども、商工会としたら目的外使用やから仕方ないよと。今後はどうしていくのかという心配なんです。目的外使用ということになれば、完全にこれを認めてしまえば、商工会に収入が入ってこないでしょうということなんです。それには商工会館を建てる時の覚書がありますねということなんです。だからそこらの点をきちんと詰められているんですかということなんです。交渉中だったら交渉中、そこでま考えていない、何も言ってきていないというのならそれで結構でけれども、その点についてお伺いしたいと思います。

○議 長

番外 上下水道課長 山本君

○番 外（上下水道課長）

その辺の話も協議中でございますけれども、一応来年度、24年度も今年度の方式で貸地料ということでもう1年いっていきたいと思います。その1年間でその辺の話も詰めてまいりたいと思っております。

○議 長

1番 正木秀男君

○1 番

楠本議員がさかのぼっての経緯、若干入口の部分。私もその中で、元白浜警察の前にある商工会も町有地ですね。私から言ったら人のふんどしで相撲を取るような状態の中で言われている。そこへもってきて当初の目的の中で青年部がしている。要は公平性に欠けていた。やはり施設にしても土地についても、全町民の公有財産なんですね。一団体、そして営利をすると。そういう部分については長年公平にできんのかという部分。今ここにおいて、予算書に戻りますけども、そういう部分で確信犯的にまちがいをわかりながら、貸したりするという部分でペナルティあると。これも不可解な部分であって、それであればいったんリセットするという格好で、繁忙期、夏はどうぞ商工会やれよと。あと11カ月はあいているんですよ。あとそこら新地あたりの飲み屋にいくお客様も含めて、ずっと止めている方もあります。そういう部分に公平性から言えば、使用させていただけるのであれば、パーキングを神子浜の田辺市役所の前みたいにできるものならしたら、みんなに商工会の若い方も納得するし、収益は町へあがってくるし、そういう部分で再度考えられるんだったら国との交渉ですけども、こういう二段構えの利用方法ができないかという頭をひとつ。課長にお世話になっているんやけど、そこらどうですか。

○議 長

番外 上下水道課長 山本君

○番 外（上下水道課長）

商工会の問題ですけども、商工会の方も夏のイベントに大変お金がかかるということも十分わかっておりますし、その辺ご理解いただきたいと思います。

それから、年間とおしての有料駐車場という問題ですけども、私のほうとしても考えてございます。今後の方向性についても所管の委員会、議会の皆さんにご相談申し上げますのでよろしく願います。

○議 長

10番 湯川君

○10番

今、正木議員の質問を聞いて質問をしたいんですけども、そしたら今解放している無料駐車場は目的外使用にならないのかということ。

それと、ずいぶん昔に下水道処理施設をつくるときに、施設の事務所の2階に会館か何かを建てるために柱を太くしてつくっているはずですが。その建てることは目的外使用に抵触していなかったからできたのか。今その質問は難しいかもわかりませんが。

それと、今もう全国の下水道事業計画が低迷して国も何とかお金を返していけるようにしてあげなあかんという緩和の方向にいつているようにどこかの記事で見たことあるんですけども、そういう点、国、県の先生方の圧力で緩めていただくような努力をしておられるのかというそこらです。

○議 長

番外 上下水道課長 山本君

○番外(上下水道課長)

今無料開放をしておりますアスファルト舗装をしている駐車場部分は目的外使用の場所です。普通は無償でも申請を上げなくてはならないんですけども、お金をとっていないということで、その辺が普通だったらだめなんですけども。いずれにしても目的外の使用ではすべて申請を上げなければなりません。

それから、管理棟の上に増築するというお話ですけども、これも平成の何年か忘れちゃけれども、白浜町6町内会の話もございまして、上にのせる話はなしとなっていてございまして、しらら・はまゆう公園ということで、もっと公園を皆様広くご利用していただけるようにもっていつてくれというような話になってございます。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第22号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第22号は原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩 11時59分 再開 13時13分)

○議 長

再開します。

資料を配付して下さい。

(資料配付)

○議 長

事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 林君

○番 外 (事務局長)

議会運営委員会でご協議いただきましたことをご報告して、ご了承をお願い申し上げます。

この後、当局より追加議案として議案第35号から議案40号までの6件が提出されました。これらの案件につきましては、日程に追加し、審議をお願いすることになりましたので、ご了承をお願いいたします。

○議 長

報告が終わりました。ご了承のほどお願いします。

ただいま当局より追加議案として議案第35号から議案40号までの6件が提出されました。これを日程に追加し、議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第35号から議案40号を日程に追加して、議題とすることといたします。

(22)	追加日程第22	議案第35号	工事請負契約の締結について
	追加日程第23	議案第36号	民事調停の申立てについて
	追加日程第24	議案第37号	町道路線の認定について
	追加日程第25	議案第38号	白浜町固定資産評価審査委員会委員の選任について
	追加日程第26	議案第39号	白浜町固定資産評価審査委員会委員の選任について
	追加日程第27	議案第40号	白浜町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議 長

追加日程第22 議案第35号から追加日程第27 議案第40号までの6件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

番外 副町長 熊崎君 (登壇)

○番 外 (副町長)

本日、新たにご審議をお願いいたします案件の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。

議案第35号 工事請負契約の締結につきましては、白浜中学校耐震改修等工事に係る工事請負契約を締結したいので、提案するものでございます。

議案第36号 民事調停の申立てにつきましては、町営住宅の滞納家賃等の支払いについて調停を申し立てたいので、提案するものでございます。

議案第37号 町道路線の認定につきましては、新たに路線を認定したいので、提案するものでございます。

詳細につきましては、後ほど担当課長よりご説明申し上げます。

議案第38号から議案第40号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書に基づき、説明した。

日高氏、堅田氏、小山氏の選任につきまして、ご同意いただきますよう、どうぞよろしく願いいたします。

○議 長

続いて、補足説明を許可します。

番外 教育次長 青山君（登壇）

○番 外（教育次長）

議案第35号 工事請負契約の締結について、議案書（P.76～79）に基づき、説明した。

○議 長

番外 建設課長 笠中君（登壇）

○番 外（建設課長）

議案第36号 民事調停の申立てについて、議案書（P.80～82）に基づき、説明した。

議案第37号 町道路線の認定について、議案書（P.83～85）に基づき、説明した。

○議 長

補足説明が終わりました。

これより審議に入ります。

追加日程第22 議案第35号 工事請負契約の締結について、質疑を行います。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結致します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結致します。採決します。お諮りします。

議案第35号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第35号は原案のとおり可決されました。

追加日程第23 議案第36号 民事調停の申立てについて、質疑を行います。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結致します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結致します。採決します。お諮りします。

議案第36号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第36号は原案のとおり可決されました。

追加日程第24 議案第37号 町道路線の認定について、質疑を行います。

5番 玉置君

○5 番

町道認定については別になんですが、この道に関する事でお聞きしたいんです。この道が富田、十九淵に行くのに小学校がございませけれども、地元から何かそのところが工事用道路が通るから歩道を充実してくれんかという要望が上がったと思うんですけども、それについては延長線上ですのうまいこといっているんかどうかお聞きしたい。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外(建設課長)

児童の通学路になりますので、国交省、町、地元と協議して安全を確保するために、今、国で転落防止柵等歩道の整備を行っているところでございます。もうすぐ完了と聞いておりますので、安全は間違いないと思います。

○議 長

6番 廣畑君

○6 番

関連ですけども、その際に通学路というのはどの方向に行くんですか。郵便局の前に行くんですか。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外(建設課長)

郵便局の前から山側に渡りまして、その一段高い所を今転落防止柵を付けて舗装整備しますので、あの上を通っていただくと。その行くところには警備員を付けて児童に渡っていただくと。まず児童、地元の車を優先に工事を行うということになっております。

○議 長

14番 楠本君

○14 番

交差点改良が残っているという課長の説明でございました。通学路の問題もさておいて、今、工事が着々と進められているわけなんですけども、旧郵便局から上がってくる部分と、この赤い部分と郵便局のところの部分のこの交差点も今後問題になってくるのではなかろうかという気がいたします。まして通学路がこの町道認定された後においては、赤色の部分で通学路ができるんだろうかと思えますけれども、その交差点改良というのは、国道の交差点改良をいうのか、さらには郵便局と赤色の三叉路をいうのか、この点についてはいかがなんでしょうか。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番外（建設課長）

交差点改良につきましては、赤色の部分の信号とかラインとか交通規制の表示をしたりしますけども、それと同じく郵便局の下側、今上りの点滅信号があるところで、通行止めの柵をしまして、そこは歩行者と自転車だけが通行できるようにして車は入らないと。国道から止めてしまうと。それでそこを上って歩道に歩いて行けるようにそういうことも踏まえて交差点改良をしていただきます。

○議 長

14番 楠本君

○14番

そうなると、旧国道、伊勢谷のまっすぐ高瀬向いた道は、今の赤色の町道認定したところから川向いて戻ってきて進入していかないとならない。そういうことになると思うんですが、そこらについては地元の方々、交差点改良についてはもうすでに終わっていると、十九淵地区の方々すでにこの協議が終わっていると理解したらよろしいんですか。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番外（建設課長）

工事用道路についてはもう協議が終わっており、通学路についても協議が終わって、話し合いによって防護柵付けたりをしております。

○議 長

14番 楠本君

○14番

課長、私が言っているのは、降りていくでしょう。昔のまっすぐ伊勢谷から高瀬向いていく道が旧国道だったんです。そこの人は白浜向いて行こうと思ったら、くるっと郵便局のところを回ってこんならん。この点について質問しているんです。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番外（建設課長）

議員おっしゃるとおり、そういう道路形態になっております。その辺はこの工事のときに話し合いができていと認識しております。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結致します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結致します。採決します。お諮りします。

議案第37号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第37号は原案のとおり可決されました。

追加日程第25 議案第38号 白浜町固定資産評価審査委員会委員の選任について、追加日程第26 議案第39号 白浜町固定資産評価審査委員会委員の選任について、追加日程第27 議案第40号 白浜町固定資産評価審査委員会委員の選任について、以上3件に対する質疑を一括して行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結致します。

議案第38号について討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結致します。採決致します。お諮りします。

議案第38号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第38号は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第39号について討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結致します。採決致します。お諮りします。

議案第39号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第39号は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第40号について討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結致します。採決致します。お諮りします。

議案第40号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第40号は原案のとおり同意することに決定しました。

お諮りします。

本日はこれをもって散会し、次回は3月23日定刻に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、本日はこれをもって散会します。

次回は3月23日金曜日定刻に開会いたします。

なお、明日から予算審査特別委員会が開催されますので、よろしく申し上げます。

また、予算審査特別委員会の開会時間は午前9時30分からとなっておりますので、お間違いないようにお願いいたします。

本日は、たいへんご苦勞さまでした。

議長 西尾 智朗は、13時39分散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成24年3月15日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員